

○四国地方整備局告示第15号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成21年2月24日

四国地方整備局長 木村 昌司

第1 起業者の名称 愛媛県

第2 事業の種類

一般国道197号改築工事（名坂道路・愛媛県八幡浜市大平地内）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 愛媛県八幡浜市大平地内
- 2 使用の部分 愛媛県八幡浜市大平地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県八幡浜市大平地内から同市保内町喜木地内までの延長3,100mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道197号改築工事（名坂道路・愛媛県八幡浜市大平地内）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた区間を起業地とするものである。

本件事業のうち、一般国道197号改築工事（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）（以下「改正法」という。）附則第3項において、国土交通大臣は、改正前の道路法の規定による一級国道であったものを除き、一般国道の改築を当該改築に係る一般国道が存する都道府県が行うこととすることができるとされている。本件事業は、一般国道197号（以下「本路線」という。）における本件区間に係る改築工事であるところ、本路線は改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、本件事業については、改正法附則第3項の規定に基づき愛媛県が施行できると認められる。

また、道路法第13条第1項は、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理について「政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。」と規定するところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けた一般国道ではないこと及び本件区間の存する区域が愛媛県であることから、愛媛県が本件区間の管理を行うこととなる。

これらのことなどから、愛媛県は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、高知県高知市を起点とし、土佐市、須崎市、高岡郡津野町及び同郡梶原町を經由し、愛媛県北宇和郡鬼北町、西予市、大洲市、八幡浜市、西宇和郡伊方町を経て、大分県大分市に至る総延長201.8kmの路線で、四国南部から西部の主要都市を結ぶ産業及び日常生活を支える主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する現道は、道路幅員が狭小であるうえ、通過交通と地域内交通が混在し、自動車交通量に対して交通容量が大きく下回っているため、慢性的な交通渋滞が発生するなど主要幹線道路としての機能を発揮し得ない状況にある。

平成17年全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）によると、八幡浜市保内町須川地点で19,040台/日となっており、混雑度は1.52に達している。また、名坂トンネルでは道路幅員が6.1mで大型車のすれ違いが困難となっており、同トンネルから八幡浜市大平側500mの区間は、異常気象時の事前通行規制区間に指定されている。

本件事業の完成により、走行性に優れる道路が整備されることで、通過交通と地域内交通の分散が図られ、現道区間の交通渋滞が緩和されるなど円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境に及ぼす影響については、起業者により「建設省所管事業に係る環境影響評価の実施について」（昭和60年4月1日付け通知）に基づき環境影響評価を実施しており、騒音を除きすべて環境基準等を満たしていると評価された。騒音については、遮音壁を設置することで環境基準を満たすと予測されており、起業者としては評価結果を踏まえ、必要に応じて遮音壁の設置を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件区間内の土地には、エビネ、フクロウ、カワセミが確認されているが、いずれもトンネル上などの地盤改変を伴わない位置に生息するため、動植物に与える影響は軽微であると認められる。

また、本件区間内の土地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見

受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件区間に対応する現道の交通渋滞の緩和を図ることを目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業計画は、平成10年1月23日付け愛媛県告示第88号で都市計画決定された八幡浜都市計画道路1・4・1自動車専用八幡浜保内線及び同日付愛媛県告示第90号で都市計画決定された保内都市計画道路1・4・1自動車専用八幡浜保内線と基本的内容は整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画は、施設の位置、構造型式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 申請事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は道路幅員が狭小で交通量が多く慢性的な交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期にこのような状況の緩和を図る必要があると認められる。

また、国道197号（大洲・八幡浜・西宇和間）地域高規格道路建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成を強く要望されている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。